

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程		夜・通信	35 単位	10 単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会
役割	国立障害者リハビリテーションセンターの適正かつ円滑な運営を図るため、総長の諮問機関として国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会を設置。運営委員会においては、センター運営に関する重要事項について調査審議する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
大学教授	2025. 7. 28～ 2027. 3. 31	
大学教授	2025. 7. 28～ 2027. 3. 31	
(備考) 委員は上記 2 名の他 21 名に委嘱している。		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

- | |
|---|
| 1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 |
|---|

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・授業計画（シラバス）の作成に当たっては、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）における教科指導要領」の指導目標、指導内容、指導計画等に基づいて、各年度当初に作成している。
- ・シラバスには、科目名、課程、対象クラス、担当教官名、修得単位数、年間授業時間数、授業の方法、科目の概要、到達目標、授業計画、実務経験の有無と活かし方、成績評価の方法、履修上の留意点、自己学習の進め方、使用教科書、参考書、参考資料を明示している。
- ・授業計画書は、初回の授業において利用者に示すとともに、8月にホームページに掲載し公表する。

(参考)

「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）における教科指導要領」（抜粋）

第2節 はりきゅう基礎実習Ⅰ

1 指導目標

施術者として必要な鍼施術に関する基礎的な知識と技能について教授し、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を修得させる。

2 指導内容

- (1) 施術への導入
- (2) 施鍼の基礎
- (3) 基本手技
- (4) 身体各部への刺鍼
- (5) 主な経穴への刺鍼

3 指導計画

- (1) 施術への導入
 - ア 鍼施術の意義と役割
 - イ 施術者としての心構え
 - ウ 施術室の管理
 - エ 施術用具の基礎知識とその取扱い
 - オ 衛生管理（手指の消毒を含む）
 - カ リスク管理（感染予防対策を含む）

- (2) 施鍼の基礎
 - ア 消毒法の実際
 - イ 前揉捏と後揉捏
 - ウ 押手と刺し手
 - エ 管鍼法と撚鍼法
 - オ 刺入法と抜針法

- (3) 基本手技
- (4) 身体各部への刺鍼
- (5) 主な経穴への刺鍼

4 指導上の留意事項

- (1) 視覚障害の程度に応じた指導法を工夫する。
- (2) 指導計画（1）では、施術者としての基本的な態度や衛生管理能力を身につけさせる。
- (3) 鍼施術について一連の流れを身につけさせる。
- (4) 他の科目との関連に留意する。

第3編 各科目にわたる授業計画書の作成と内容の取扱い

1 授業計画書の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 平成29年3月改訂の学校養成施設認定規則により要請された「追加等カリキュラム※」を掲載の上、各該当科目において授業計画書の「授業計画」に盛り込んで明記する。

※追加等カリキュラムの内容は以下のとおり。

科 目	追加内容
人文科学概論	コミュニケーション
解剖学Ⅰ	運動学
医療概論	社会保障及び職業倫理
理療臨床医学各論	病態生理
東洋医学臨床論Ⅰ・Ⅱ	あはきの適応の判断
臨床診察学	生体観察
臨床取穴学	生体観察
あま指応用実習Ⅰ・Ⅱ	臨床実習前施術実技試験
はき応用実習Ⅰ・Ⅱ	臨床実習前施術実技試験

- (2) 2年次配当の各応用実習の実技試験は、学校養成施設認定規則に定める臨床実習前施術実技試験として行われている旨、及びその実施時間数を含めて、授業計画書に明記する。
- (3) 各実習科目等の指導内容となる「医療面接」と「身体診察」については、現代医学と東洋医学の両面からの病態及び病状の把握のための知識と技能に相当するものとして、関連科目との連携をとおした指導の過程に配慮するとともに、各応用実習における臨床実習前施術実技試験として評価する。
- (4) 総括的評価は、各期末の定められた期間内に行うことを原則とするが、これ以外に形成的評価を行う場合、また、随時試験等を総括的評価に組み入れる場合は、授業計画書の「成績評価の方法」に明記する。
- (5) 各科目の指導に当たっては、できるだけ演習・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにする。
- (6) 実習科目の指導に当たっては、臨床に応用する力を育成するため、利用者が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意する。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 利用者の主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、単元などの内容や時間数に配慮する。
- (2) 各科目の指導に当たっては、他の科目との連携に留意する。また、ICT等の活用を図り、学習の効果を高めるようにする。
- (3) 基礎分野において、専門課程は高等教育の内容を踏まえた指導内容を、高等課程は中等教育の内容を踏まえた指導内容を、それぞれ精選して指導に当たる。
- (4) 実習科目については、対象となる者の人格を尊重する態度を育成するとともに、実習における安全と規律に留意する。また、利用者の技術及び臨床に対する意欲の向上と進路選択への動機づけを図ることを目的とし、地域や理療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れた見学実習を計画することができる。さらに、外部講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

3 実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備等の安全管理に配慮し学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意

するものとする。 4 同一科目で指導内容をⅠ・Ⅱと分割している科目については、その指導内容の範囲を利用者の実情に即して変更することができる。その際は、授業計画書へ記載して利用者に周知するものとするが、利用者の理解を妨げることをないように、教科書の掲載順を原則として指導内容を設定する。	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www/rehab/go/jp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・授業科目毎に、シラバスに記載した担当教官が、当センターの規程、細則に基づいた、教官作成テスト（筆記試験、実技試験）、レポート法、問答法（口頭試験）、観察記録法から評価の方法を選択し、前期及び後期の教科の平均点をもって学年末評価としている。 ・試験日については、年度当初に年間計画の中で予定を示し、計画的な学習が進められるよう配慮している。 ・実技科目の評価は、2名以上の複数の教官により確認して協議後評価している。 ・筆記試験科目の学年末評価は、可（60点以上）、再評価（59点～50点）、不可（49点以下）とし、再評価試験では60点以上を可としている。 ・実技試験科目の学年末評価は、可（60点以上）、不可（59点以下）としている。 ・各科目の評価は、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2に満たない者については実施しない。 ・各科目の学年末評価が「可」となり、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上の場合に、当該学年における当該科目の単位修得とする。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各授業科目の評価は、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則 19 及び 30－(1)に基づき、各授業科目とも 100 点を満点として表示し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。

客観的な指標の設定は、全科目の学年末評価の合計点の平均を算出して成績分布を求め、当該学年の状況を把握する。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（抜粋）

(学年末の総括的評価の実施)

19 前期及び後期の評価の平均点を学年末の総括的評価とし、本細則 30 の (1) により再評価を実施した場合は、その結果を加味する。なお、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の 3 分の 2 に満たない者については実施しない。

(再評価)

30 単位未修得の授業科目の再評価の扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該年度内の再評価は、学年末成績が 50 点以上の学科科目を対象とし、学年末の適当な時期に補講等を行った上で実施する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。
<https://www.rehab.go.jp>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定方針については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）利用教育規程」第 16 条及び第 17 条に規定している。

具体的には、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則」26 に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則 28 に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定し、卒業（修了）を認めている。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
就労移行支援（養成施設）理療教育規程（抜粋）

(評価及び単位修得)

第 16 条 理療教育の利用者に対する評価は、各授業科目の教育効果を判定し、以後の教育に活用するために、「国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領」に基づき実施するものとする。

2 各学年末の評価により、別に定める「進級又は卒業（修了）基準」に基づき、当該授業科目の単位修得の有無について判定する。

3 その他評価について必要な事項は、別に定める。

(進級又は卒業（修了）の認定)

第 17 条 理療教育の各課程において、別に定める「進級又は卒業（修了）基準」に規定する所定の単位を修得した者に対し、次学年への進級又は卒業（修了）を認める。

2 前項の規定により利用者の進級又は卒業（修了）を認定するに当たっては、支援決定会議の議を経るものとする。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（抜粋）

(単位修得の要件)

26 授業科目の単位を修得するには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 当該授業科目の学年末評価が 100 点満点で 60 点以上であること。

(2) 当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の 3 分の 2 以上であること。(ただし、病気等やむを得ない事情により欠席時数が実授業時数の 3 分の 1 を超えた認められる場合、実授業時数の 3 分の 1 の 10% の範囲の時数においては補講で補うことができる。)

(卒業の要件)

28 各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とする。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。
<https://www.rehab.go.jp>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		あん摩マッサー ージ指圧、はり、 きゅう科専門課程		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	101 単位	68 単位	0 単位	6 単位	0 単位	27 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
108 人		19 人	0 人	14 人	9 人	23 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・カリキュラムは、あはき師として必要な知識と技術を身につけられる事を目標に、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けて構成しており、授業方法には、講義、実技、実習がある。 ・講義、実技とも1年次に基礎的な内容、2年次に応用的な内容を、3年次には2年次までの講義による知識と実技による技術を用いて、総合的な臨床実習を行っている。 ・授業は、授業計画書（シラバス）を基に、科目担当教官が年間計画を立て、利用者が無理なく学習が進められるよう計画している。
成績評価の基準・方法

(概要) ・成績評価は、講義科目は、可（60 点以上）、再評価（59 点～50 点）、不可（49 点以下）、実技・実習科目は、可（60 点以上）、不可（59 点以下）として評価している。 ・全ての科目で、当該年度の実授業時間数の 3 分の 2 以上の出席により評価を行い、3 分の 2 に満たない者については評価を実施しない。
卒業・進級の認定基準
(概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則」26 に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則 28 に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することをその課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定している。
学修支援等
(概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局支援施設におけるリハビリテーション実施要領」に基づき、利用者のニーズ、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を策定し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に提供している。 また、理療教育では、原疾患に対する理解を深められるよう訓練内容を工夫するとともに、個々の障害に合わせた代償手段の活用等の可能性について配慮することに留意して支援に当たっており、教官以外にもケースワーカー等を配置し、生活面、健康面の相談にも応じている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
4 人 (100%)	0 人 (0%)	4 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 一般企業へのヘルスキーパー、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう治療院、病院、介護施設など			
(就職指導内容) 就労に対する意識づけや動機づけを図るために、施術所見学や職場見学等を行うと共に、理療に係る企業・治療院等の関係者を招聘し、進路支援講座を開催している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) あん摩マッサージ指圧師免許取得、はり師免許取得、きゅう師免許取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
19 人	0 人	0 %
(中途退学の主な理由) —		
(中退防止・中退者支援のための取組) 補講や個別の課題提供を実施し、単位修得できるようにしている。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
あん摩マ ッサージ 指圧、はり、きゅう科専門 課程	0 円	0 円	障害福祉サービス費 (定率負担) (月額) 生活保護 0 円/月 低所得 0 円/月 一般 1 9,300 円/月 一般 2 37,200 円/月 食費・光熱水費 (実費負担) (月額) 宿舎利用 1,826 円/日 通所 487 円/日	○障害者総合支援法に定められた基準に基づき、利用者本人及び配偶者 (未成年の場合は世帯) の所得に応じて 4 区分の負担上限月額を設定。 ○通学利用する場合の昼食費、宿舎利用する場合の食費・光熱水費が別途実費負担として求められる (何れも市区町村による軽減) 通所者 (低所得者) 177 円/日
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/

第三者評価の基本方針（実施方法・体制）

- ・第三者評価は未実施で今後の実施時期は未定である。かわりに学校関係者評価委員会を毎年実施している。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
就労移行支援（養成施設）理療教育学校関係者評価委員会設置要綱（一部抜粋）

（設置の目的）

第1条 理療教育における学校評価（自己評価）結果（以下「自己評価結果」という。）の客観性や透明性を高めるとともに、理療教育関係者の理解促進による理療教育の運営改善及びサービスの向上を図ることを目的としてこの委員会を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「理療教育関係者」とは、理療教育の職員を除き、次に掲げる者をいう。

- 一 理療教育の卒業生
- 二 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう関係者
- 三 学校関係者
- 四 地域住民
- 五 その他、教育・医療等に関する有識者

（委員の選任及び委嘱等）

第3条 委員会は、前条各号に掲げる理療教育関係者3名以上をもって構成し、委員は、自立支援局長が選任し、委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第6条 委員会は、原則として年2回開催するものとし、それぞれ適当な時期に開催する。

- 1 委員会に委員長を置き、委員会の代表として運営をつかさどる。
- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長に事故あるときは、代理の委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。

（委員会の検討事項）

第7条 委員会は、前年度末に実施した自己評価結果を踏まえ、委員それぞれの立場から評価と意見交換等を行い、必要に応じて諸課題の整理と対策案の検討を行う。

（検討結果の活用）

第9条 委員会は、検討結果を自立支援局長に報告する。

- 2 理療教育課及び教務課は、委員会の検討結果を踏まえ、以降の理療教育の質の維持・向上に活かすための検討を行い、必要な措置を講じるように努めなければならない。
- 3 前各項の検討結果は、ホームページに掲載し公表する。

○委員会における主な評価項目

- I 教育理念・目的
- II 施設運営
- III 教育活動
- IV 学修成果
- V 利用者支援
- VI 教育環境

VII 利用者の募集・受け入れ VIII 法令等の遵守 IX 社会貢献・地域貢献		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
はり灸みつき堂院長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	地域のあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう関係者
国立看護大学校看護学部教授	2026. 4. 1～2028. 3. 31	教育・医療等に関する有識者
東村山市管理薬剤師	2026. 4. 1～2028. 3. 31	地域住民（医療関係者）
東京視覚障害者生活支援センター所長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	地域住民（障害者福祉施設・事業所関係者）
施術所 A-KIDS CEO 兼院長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	学校関係者（元理療教育課長）
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/		
（備考）		
第三者評価は未実施で今後の実施時期は未定である。		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H111110000015
学校名 (〇〇大学 等)	国立障害者リハビリテーションセンター
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	厚生労働省

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		一人（ 0）人	一人（ 0）人	一人（ 0）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				一人（ 0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。